

## 郷荘中学校 学校いじめ防止基本方針

和泉市立郷荘中学校

令和8年4月1日

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画

### 第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ未然防止のための措置

### 第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ早期発見のための措置

### 第4章 いじめに対する措置（早期対応）

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けた時の対応
- 3 いじめられた生徒とその保護者への支援
- 4 いじめた生徒への指導とその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 インターネット上のいじめへの対応

### 第5章 重大事態への対応

- 1 「重大事態」とは
- 2 重大事態への対応
- 3 重大事態への対応チャート

おわりに

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。

しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。よって、いじめに対して学校は、家庭・地域と一体となり、一過性ではなく継続して「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置（早期対応）」に取り組まなければならない。

この『学校いじめ防止基本方針』は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を推進するために策定したものである。

#### 1 いじめの未然防止

- ①日々の授業づくり、集団づくり、学校づくり
- ②集団の一員としての自覚や自信の育成
- ③自己有用感や自己肯定感の育成
- ④いじめに向かわない態度・能力の育成
- ⑤道徳教育・人権教育・体験教育の充実

#### 2 いじめの早期発見

- ①生徒との日々の関わり
- ②アンケート
- ③教育相談

#### 3 いじめに対する措置（早期対応）

- ①いじめ情報  
↓  
・「いじめ対策委員会」への報告。対応組織の設置。
- ②実態把握  
↓  
・当事者双方、周囲の子どもからの個々の聴き取り、記録。  
↓  
・情報の共有。
- ③指導方針の決定  
↓  
・教職員の共通理解を図り、対応教職員の役割分担を考える。  
↓  
・関係機関との連携。
- ④子どもへの指導  
↓  
・いじめられた子どもの保護。ケア。  
↓  
・いじめた子どもに対する「いじめは決して許されない行為である」とする指導。  
↓  
・保護者との連携。
- ⑤今後の対応  
↓  
・継続的な支援や指導。  
↓  
・カウンセリング等の活用。  
↓  
・基本方針や体制の見直し。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「いじめ対策委員会」を活用して行う。

また、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

さらに「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた場合は、当該生徒がそのことを知らずにいるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

いじめ対策委員会

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、教務主任、各学年主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、人権学習部主担、道徳教育推進部主担、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

#### (3) 役割

本組織は、いじめの防止等の中核となる組織としての確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、本組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て本組織に報告・相談する。加えて、本組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、本組織は、年3回（各学期の終わり）に検討会議を開催し、「学校で定めた取組みが計画通りに進んでいるかのチェック」「アンケートの分析」「いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証」「必要に応じた学校基本方針の策定や計画の見直し」など、いじめの防止等の取組みについてPDCAサイクルでの検証の役割を担う。

さらに、本組織は、可能な限り、「心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者等の外部専門家を本組織に参画させ、実効性のある人選を行い、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を随時追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を超えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等がいじめ対策委員会に参画し、これらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めたすべての教職員が経験できるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化の為、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織としていく。

#### 本組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組みの有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

郷荘中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	教職員
4月	対面式 教育相談 二者懇談 学活などで「仲間づくり」 「新しい友だちをつくる」	対面式 教育相談 二者懇談 学活などで「仲間づくり」 「新しい友だちをつくる」	対面式 教育相談 二者懇談 学活などで「仲間づくり」 「新しい友だちをつくる」	○対策委員会会議 生徒指導全体会議 (学校いじめ防止基本方針の確認・周知徹底) 生徒指導グループ会議①
5月	生活実態調査アンケート① 二者懇談 クラブ集会	生活実態調査アンケート① 二者懇談 クラブ集会	生活実態調査アンケート① 二者懇談 クラブ集会	道徳教育研修 生徒指導グループ会議②
6月	校外学習 社会性測定アンケート①	校外学習 社会性測定アンケート①	遊学旅行 社会性測定アンケート①	校内研究授業①(3年生) 生徒指導グループ会議③
7月	いじめアンケート① リーダー研修 三者懇談① オープンスクール①	いじめアンケート① リーダー研修 三者懇談① オープンスクール①	いじめアンケート① リーダー研修 三者懇談① オープンスクール①	アンケート分析 カウンセリング研修 検討会議① 生徒指導グループ会議④
8月				生徒指導研修 人権研修 生徒指導グループ会議⑤
9月	教育相談② 公開授業	教育相談② 公開授業	教育相談② 公開授業	生徒指導グループ会議⑥
10月	いじめアンケート② 体育祭 合唱コンクール	いじめアンケート② 体育祭 合唱コンクール	いじめアンケート② 体育祭 合唱コンクール	校内研究授業②(2年生) 生徒指導グループ会議⑦
11月	社会性測定アンケート②	社会性測定アンケート②	社会性測定アンケート②	○アンケート分析② 生徒指導グループ会議⑧
12月	三者懇談②	三者懇談②	三者懇談②	生徒指導グループ会議⑨ ○検討会議② 小6体験授業
1月	教育相談③ オープンスクール②	教育相談③ オープンスクール②	教育相談③ オープンスクール②	生徒指導グループ会議⑩
2月	いじめアンケート③ 社会性測定アンケート③ キャリア教育	いじめアンケート③ 社会性測定アンケート③ キャリア教育	いじめアンケート③ 社会性測定アンケート③ キャリア教育	校内研究授業③(1年生) 生徒指導グループ会議⑪
3月	三者懇談③ 総括会議	三者懇談③ 総括会議	三者懇談③ 総括会議	アンケート分析③ 検討会議③各取組みの検証・学校いじめ防止基本方針の見直し

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめ問題においては「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。

そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があり、年間を見通した予防的・開発的な取組みを計画・実施する必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に「集団の一員としての自覚や自信」が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していかねばならない。

そうした未然防止の取組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組みを継続することが大切である。

#### 本校の取組み

- ①日々の授業づくり、集団づくり、学校づくり
  - ・校内研究授業（1学期：3年生、2学期：2年生、3学期：1年生）
- ②生徒の行動を把握するための日常的な取組み
  - ・授業中の巡回
  - ・正門での登下校指導
  - ・欠席者の確認（3日以上欠席が続いた者の確認）
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むための取組み
  - ・体育祭（全学年 10月 三学年を縦割りに）
  - ・合唱コンクール（全学年 10月）
  - ・球技大会（全学年）、ダンス発表会（全学年 女子）等
  - ・あいさつ運動（所属委員）
  - ・生徒会タイム（生徒会・各委員会委員長主導の全校集会）
- ④いじめアンケート：6月、11月、2月の3回実施。記名方式で行う。
- ⑤社会性測定アンケート：6月、11月、2月の3回実施。
- ⑥教育相談週間：4月、8月、1月に2週間程度。担任と生徒の二者個人相談。
- ⑦カウンセリングルーム：毎週木曜日（11：00～16：30頃）予約制。

⑧ケース会議：全学年対象 毎学期。その他、必要に応じて開かれる。

⑨生徒指導グループ会議：毎週行う

⑩道徳教育の充実

・全教職員対象の道徳教育研修（4月）

⑪教職員の情報共有

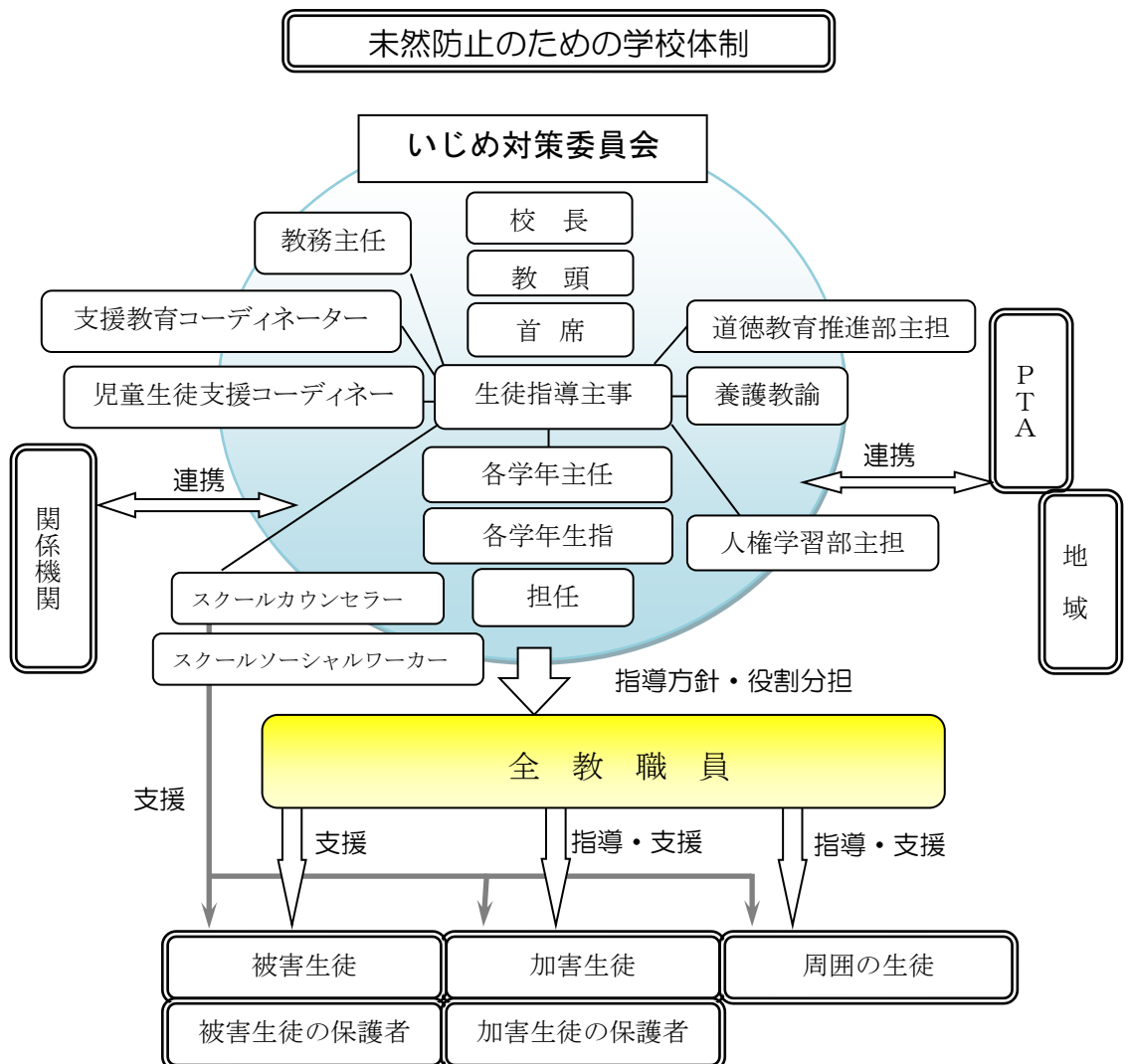
クラスや授業での子どもの様子の共有。

授業に入った教員は、子どもの気になる様子を担任に報告し、更に、学年生指に報告する。学年生指は学年主任と生徒指導主事に報告する。

全教員に共有するため報告書を作成する。

生徒指導主事は教頭・校長に報告する。

## 未然防止のための学校体制



## 2 いじめ未然防止のための措置

### (1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策委員会の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が生徒に容易に認識される取組みを行いながら常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いの存在を認め合い、尊重し合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### 本校の取組み

##### ①教職員に対する道徳研修・人権研修

- ・道徳教育研修（全教職員対象 4月）
- ・人権研修（全職員対象 8月）

##### ②キャリア教育

- 1年次：職業講話
- 2年次：職場体験(職業に関する取組み)
- 3年次：進路指導

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。

#### 本校の取組み

①校内研究授業（1学期：3年生、2学期：2年生、3学期：1年生）

②集団の一員としての自覚や自信を育むための取組み

- ・体育祭（全学年 10月 三学年を縦割りに）
- ・合唱コンクール（全学年 10月）
- ・球技大会、ダンス発表会（全学年 女子）等
- ・あいさつ運動（所属委員）
- ・生徒会タイム（生徒会・各委員会委員長主導の全校集会）

#### （4）自己有用感や自己肯定感を育む

全国学力調査・学習状況調査における「自分には良いところがあると思いますか？」という質問に対し「はい」と答えた生徒は24%と全国平均からやや低い値となっている。（全国平均は35%）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

## 本校の取組み

- ①集団の一員としての自覚や自信を育むための取組み
  - ・体育祭（全学年 10月 三学年を縦割りに）
  - ・合唱コンクール（全学年 10月）
  - ・球技大会、ダンス発表会（全学年 女子）等
  - ・あいさつ運動（所属委員）
  - ・生徒会タイム（生徒会・各委員会委員長主導の全校集会）
- ②社会性測定アンケート：6月、11月、2月の3回実施。
- ③ふれ愛まつり（「郷荘校区みんなで子育てを考える会」主催）

## （5）生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みを推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

例えば「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、生徒会が中心となって、いじめの防止に取り組む際、教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 本校の取組み

- ①生徒会タイム（生徒会・各委員会委員長主導の全校集会）
- ②生徒会通信の発行
- ③生徒会への意見箱（目安箱）の設置

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

教職員は常日頃より「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない」姿勢で生徒と接していただかなければならず、また、生徒のささいな変化に気づき、共有し、その情報に基づき速やかに対応せねばならない。

そのために教職員は、生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならず、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉を真摯に受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

また、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある言葉を敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

いじめは、いじめられている本人からの訴えは少なく、また、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒や教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

#### いじめのサインの一例

##### ○主に学校で見られるサイン

- ・遅刻、早退、欠席が多くなる。
- ・持ち物がよくなる。壊される。落書きされる。
- ・元気がなく、イライラしている。
- ・あいさつがなくなった。返事をしなくなった。口数が減った。
- ・食欲がない。
- ・服が汚れている。破れている。
- ・急に成績が下がる。

##### ○主に家庭で見られるサイン

- ・家族に乱暴な態度をとる。
- ・お金をねだる。
- ・友だちからの電話に対して対応が暗い。
- ・メールや着信を過度に気にしている。

## 2 いじめ早期発見のための措置

いじめの早期発見のための措置として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる必要がある。なお、いじめに関する把握に留まらず、児童虐待に対する抑止や早期発見にも繋げていく。

また、生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめ等に関して相談できる体制として、保健室やカウンセリングルームの利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱わなければならない。

さらに、定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても教職員全体で共有することが必要である。

### 本校の取組み

- ①常に生徒に目を配る。
- ②生徒の行動を把握するための日常的な取組み
  - ・授業中の巡回
  - ・正門での登下校指導
  - ・欠席者の確認（1ヶ月で3日以上欠席が続いた者の確認）  
理由の如何に関わらず、休業日を除いて引き続き7日以上欠席した場合には定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市教育委員会と連携して対応する。
- ③いじめアンケート：6月、11月、2月の3回実施。無記名方式で行う。
- ④社会性測定アンケート：6月、11月、2月の3回実施。
- ⑤教育相談週間：4月、6月、11月に2週間程度。個人相談（担任と生徒）
- ⑥カウンセリングルーム：毎週木曜日（11：00～16：30頃）予約制。
- ⑦ケース会議：全学年対象 毎学期。その他、必要に応じて。
- ⑧生徒指導事案報告会議：職員会議で毎回事案報告
- ⑨相談窓口の周知
  - ・「24時間いじめ相談ダイヤル」0570-0-78310（なやみ言おう）

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめを発見した場合、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切であり、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる必要がある。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策委員会に直ちに情報を報告する。その後は、学校いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

～いじめの行為が犯罪行為として取り扱われる可能性のあるもの～

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる…脅迫、名誉毀損、侮辱
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、遊ぶふりをして蹴られる…暴行
- ・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる…暴行、傷害
- ・金品をたかられる…恐喝
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる…窃盗、器物破損
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
…強要、強制わいせつ
- ・インターネットでの誹謗中傷…名誉毀損、侮辱

### 3 いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなた（被害者）が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく必要がある。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりしていじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

さらに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

### 4 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす卑劣な行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

さらに、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに、保護者の理解・協力を得られるときは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

なお、上記「出席停止」は、学校として抜粋・要点をまとめたものとしているが、詳細は文部科学省の「出席停止制度の運用の在り方について」や、和泉市教育委員会の「和泉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」を基本とする。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

本校においても携帯電話所持率の上昇により、インターネットに関するトラブルも増えてきている。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 本校の取り組み

#### ①情報モラル教室（全学年）

## 第5章 重大事態への対応

### 1 「重大事態」とは

『いじめ防止対策推進法』第28条第1項によると、「重大事態」とは、  
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 とある。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

また、第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

### 2 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、速やかに和泉市教育委員会と連携し、調査を行う。

#### ①重大事態の報告

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含め、重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行う。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行う。

#### ②調査を行うための組織について

重大事態に係る調査を行う時、調査の主体が学校になった場合、速やかに組織を設け調査にあたる。

#### ③その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 3 重大事態への対応チャート

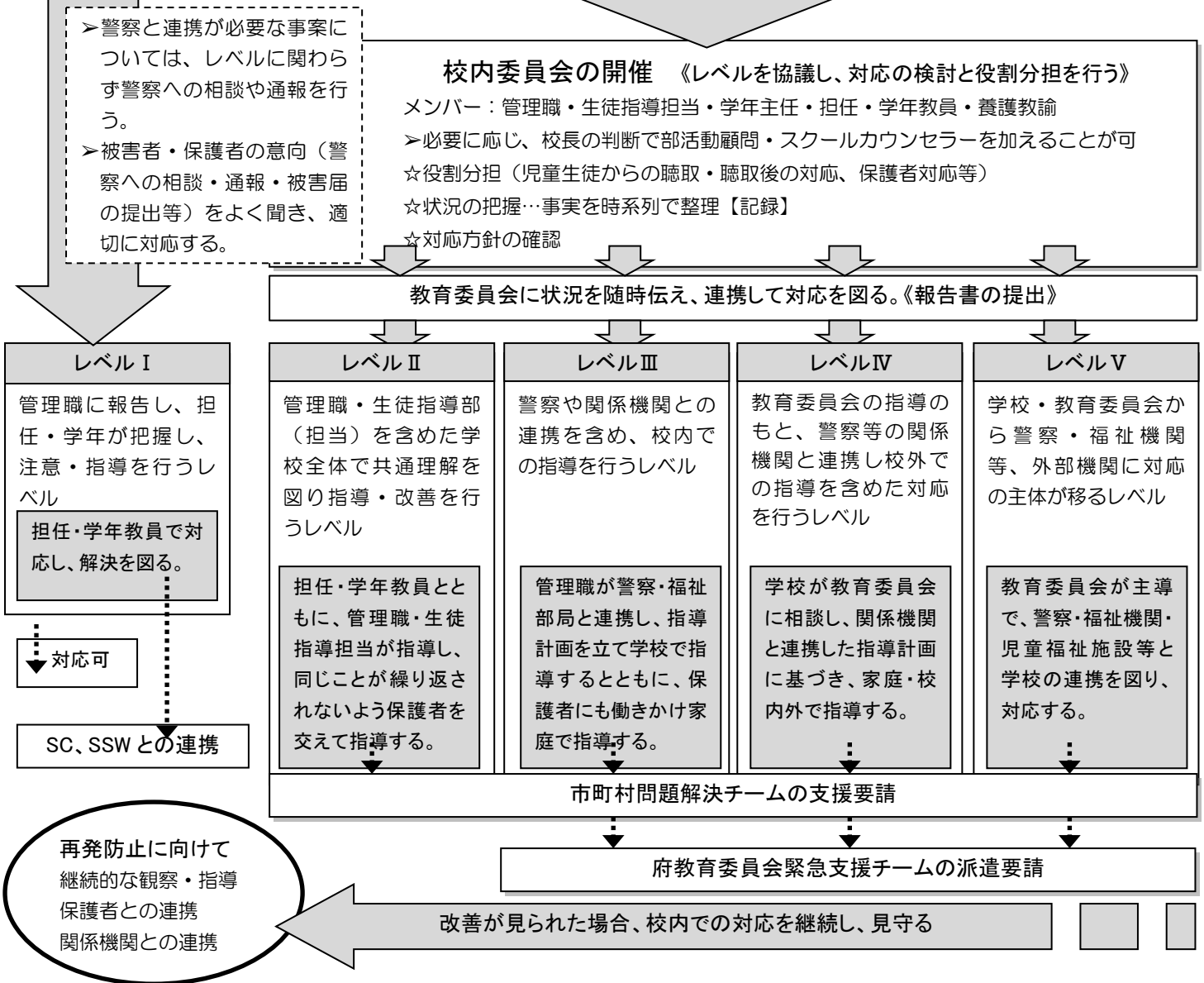
重大事態が発生した場合には、そのレベルに応じて次のチャートに基づいて対応をはかるものとする。

# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

R4.3 和泉市立郷荘中学校 作成

## ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



## 留意事項

- >対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- >レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- >いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- >児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)  
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害  
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する  
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。  
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)  
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの) ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。  
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

## レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

## レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

## 問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

### ■対応の例示

#### A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

#### B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

#### C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

#### D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

#### E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

#### F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

#### G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

#### H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

## I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

## J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

## K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

## L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

## M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

## N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

## O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

## P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

### 短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

## Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

## おわりに

残念ながら、現在いじめ「0」にはなっていない。「いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない」という基本理念にいつも立ち返り、子どもたちの“豊かな心”を育てるよう努めなければならない。

よって、「郷荘中学校 学校いじめ防止基本方針」を立て、子どもたちにとって、楽しい学校生活を送ることができ、お互いを尊重し支え合うすばらしい仲間関係が構築されるよう学校・家庭・地域が一丸となって取り組んでいく。そして、この基本方針の精神を子どもたちとも共有し、「いじめ未認知0」の学校をめざしていく。